

2015 年度日中経済協会合同訪中代表団  
中国ビジネス環境改善に向けた要望事項 (2015 年 11 月)

本資料は、標記代表団派遣にあたり、日中経済協会賛助会員企業へのアンケートを中心として、中国ビジネス環境改善に向けた要望事項を取り纏めたものです。商務部との交流会議においてこれをご提出すると共に、これを通して相互理解が更に深まることを期待しております。

<b>1. 法整備と運用</b> .....	<b>2</b>
(1) 中央と地方の不統一、地方間格差 .....	2
(2) 国際ルールに基づく法令化、透明性向上 .....	2
(3) 事業着手後の規制 .....	2
(4) 法令の新設・改訂前の周知 .....	2
(5) 違法な費用徴収 .....	3
(6) 入札制度 .....	3
(7) セキュリティ規制の問題 .....	3
<b>2. 外資規制</b> .....	<b>3</b>
(1) 不動産業 .....	3
(2) 建築業 .....	3
(3) 信託業 .....	4
(4) 保険業 .....	4
(5) 航空貨物代理店業 .....	4
<b>3. 知的財産権保護</b> .....	<b>4</b>
<b>4. 貿易と通関</b> .....	<b>4</b>
(1) WTO 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) .....	4
(2) WTO 環境物品交渉 .....	4
(3) 政府調達 .....	5
(4) 東日本大震災以降の輸出規制 .....	6
(5) 輸入手続きの簡素化 .....	6
(6) 通関処理時間短縮、航空便遅延改善等 .....	6
(7) 書類、審査基準の統一 .....	6
(8) コンテンツ審査 .....	6
(9) 化学品の輸入 .....	7
<b>5. 外貨管理・金融</b> .....	<b>7</b>
<b>6. 税務</b> .....	<b>7</b>
(1) 移転価格税制：日中二国間の相互協議・事前確認 [APA] 制度 .....	7
(2) 営業税 .....	8
<b>7. 労務・社会保障</b> .....	<b>8</b>
(1) 外国人の就業手続き .....	8
(2) 高齢者人材、高校・専門学校卒業人材の就業 .....	8
(3) 人件費高騰 .....	8
(4) 日中社会保障協定の早期締結、締結までの免除 .....	8
<b>8. その他、重要課題</b> .....	<b>9</b>

## 1. 法整備と運用

### 【総論】

- ・外国投資法案の改定推進とともに、関連の法律・法規が内外企業に対して一律に運用されるよう要望します。
- ・独禁法や環境規制等を含め、法や基準の内外資平等の適用、透明性ある説明と対応が更に徹底されるようお願いいたします。また、新たに制定される法や基準においても、国際的な標準・慣習から乖離しないよう希望しています。更に、国内企業も含めて、ルール・規制が公正かつ徹底して運用されるよう指導をお願いいたします。

### （１）中央と地方の不統一、地方間格差

- ・中央政府の意向が、地方政府の施策に十分反映されないことが懸念されます。例えば、中央政府は、新型都市化の推進のなかで、スマートシティのような環境や高齢化対応などに配慮した、新たな街づくりについて研究をされています。しかし、地方政府が実際に都市化を進めていくにあたり、中央政府と地方政府間での意思疎通が十分にとられず、従来型のマンシヨンの粗製乱造に陥ってしまう危険性があり、こうした懸念を払拭していただくことを期待しています。
- ・知財権保護や食品安全、商品表示などに関連する法律は、諸外国と比べて遜色なく整備されていますが、地方毎、担当者毎に法律の解釈が異なる案件も散見しており、実際の裁判では、裁判官や弁護士の知識不足による誤判断やクレーマーと裁判官の癒着などもあるようです。法律の運用レベルが向上するように、政府主導の積極的な対応を迅速に推進していただくことを期待します。

### （２）国際ルールに基づく法令化、透明性向上

- ・自主イノベーション促進にともなう各種条例・ガイドンス等が打ち出される中、例えばサイバーセキュリティ法案等の法令化の動きにみられるように、結果的に外資企業の中国市場への参入ハードルが高くなる傾向が強まることが懸念されます。このような状況について、国際ルールに基づく法令化及び行政による施行の透明性向上を強く要望します（3頁1.（7）もご参照下さい）。

### （３）事業着手後の規制

- ・地方政府から、事業着手前（土地入札時）にはなかった規制の見直しや追加（例えば、負担金の増額や、駐車場附置義務台数の増加など）が、事業着手後（入札終了後）に突然発せられ、事業採算に大きな影響が生じたケースがあります。入札終了・事業着手したプロジェクトについては、規制の見直しや追加の対象から除外する、あるいは暫定措置を講じるなど、事業が成り立つように配慮されることを要望します。

### （４）法令の新設・改訂前の周知

- ・法令の新設・改訂に際しては、新ルールの公表は施行当日や直前の場合が多く、役所の問合せ窓口も詳細が知らされないことがあります。事前周知の徹底をお願いいたします。
- ・化学物質審査規制関連法が厳しくなる方向と聞いていますが、規制内容を早期に明確にされるよう要望します。また、制度・ガイドライン等について日本語訳がより多く提供される

ことを期待しています。

#### (5) 違法な費用徴収

・港湾地区において、実際には発生していないコンテナ修繕費やクリーニング費を徴収されるケースが後を絶ちません。こうした違法な費用徴収が是正されるよう要望します。

#### (6) 入札制度

・国有企業での入札において、一部国産メーカーの優遇が存在しているように見られます。適正競争の実行をお願いします。

#### (7) セキュリティ規制の問題

・中国政府は、2014年より、銀行分野のセキュリティ規制、サイバーセキュリティ法案、反テロ法案、国家安全法など、セキュリティに関する法制度を多数打ち出していますが、これらの法規制が外資企業の中国市場への参入障壁となることが懸念されます。また、経済活動と国民生活にとって不可欠である情報の円滑な流通が阻害される可能性もあります。中国政府におかれては、過度な規制を排除し、市場の開放性を維持し、広く内外の利害関係者の意見を取り入れつつセキュリティの向上に取り組んでいただくとともに、セキュリティ制度の策定においては、国際慣行を尊重し、セキュリティ標準や暗号技術についての国際的な標準を採用されることを要望します。

## 2. 外資規制

### 【総論】

・中国から海外へ、海外から中国への投資に関する規制は、当該規制自身の緩和や別制度の制定等による投資ルートの拡大等、確実に緩和が進んで来ていますが、規制自体が撤廃され、投資が自由化されることが最良であり、その方向に向けた早期の一層の改革を期待します。

・具体的には、外商投資企業設立に対するネガティブリストの縮減、また、企業再編に関する法制の整備及び運用の弾力化（減資手続の許認可、合併・清算等の企業再編手続、独禁法審査の簡素化等）、国有資産買収に関する内外差別完全撤廃の方向でのより一層の規制緩和を要望します。

#### (1) 不動産業

・不動産業については、外商投資による「投資性公司」の設立が認められていませんが、資本の自由化を進める観点からも、早期に認めていただくことを要望します。

#### (2) 建築業

・外商独資建築企業は、「外商投資建築業企業管理規定」により、請負可能な工事が①100%外資の海外無償援助案件、②国際金融機構による資金融資建設プロジェクト案件、③外資50%以上の中外共同建設プロジェクト、④外資50%未満であるが技術的に困難で、かつ中国企業単独で実施できない建設プロジェクト案件、の範囲でしか認められないという制限を受けています。

・従って、外商独資建築企業には、国内建設投資の主要部分である中国資本50%以上の案件は門戸が開かれておらず、今後の都市化推進の過程において、日系建設会社が保有する資金と技術を活用する上で、この規制は足かせとなっています。地方都市が外国建設会社の資金

と技術を利用してよりよい街づくりができるよう、この規制の緩和を要望します。

### (3) 信託業

・外資による信託に対する出資の制限規制は撤廃されましたが、実務運営において、規定内容通りの対応をお願いするとともに、他の分野（基金管理会社への外資の出資率の制限等）についても規制の緩和・撤廃を要望します。

### (4) 保険業

・外資保険会社の設立条件は、地域、種目において、国内会社と比較して未だ限定的である（例えば自賠償の認可について制限されている）ことの緩和を要望します。特に、2016年1月より新しいソルベンシー（財務健全性）制度が導入される中、外国の保険会社へ出再する（再保険を出す）場合のストレス係数が国内会社とは比較にならないほど高く設定されており、海外の親会社に出再するビジネスモデルをもつ外資保険会社にとっては、資本の増額等を実施しなければならず、著しい不公平が生じる状況になると考えます。

### (5) 航空貨物代理店業

・内外企業の物流サービスに対する需要急増に応じて、航空貨物代理店業の外商独資企業設立の規制撤廃を要望します。

## 3. 知的財産権保護

・知的財産権の保護が不十分であり、巷に模倣品が溢れ、増加しつつあります。特にインターネット上で取引される模倣品は看過できない状況にあり、こうした分野での担当部局との対話なども通じ、模倣品対策の一層の徹底を要望します。

・模倣品の取り締まりにつき、税関での取締り情報が、より広範囲に、望ましくは全て、速やか且つ詳細に開示されることを要望します。

・知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容については、公開の促進が図られていますが、必ずしも全てが公開されている状況ではありません。引続き更なる公開の促進（透明性の担保）を図っていただくよう要望します。

・また、審理における応答期間や公証について、外資系企業は多大な負担を強いられており、負担の緩和を要望します。

・更に、外国で著名な商標が第三者により不公正に使用・登録・輸出（OEM製造）されることを排除する仕組みの整備を進めていただくことを要望します。

・加えて、知的財産権を取り巻く国際的な環境をより良いものとするため、日中官民の対話の促進を要望します。

## 4. 貿易と通関

### (1) WTO 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement)

・15年7月にITA対象201品目への拡大に関する合意がなされたことを歓迎するとともに、早期の交渉妥結、発効に向けた中国政府の積極的な役割を期待します。

### (2) WTO 環境物品交渉

・15年7月よりWTOにおいて環境物品の自由化交渉が進められており、同年12月の閣僚会

合での合意を目指して日中両国を含む17カ国・地域が交渉に参加しています。交渉の早期合意に向けた中国政府の積極的な役割に期待します。

### (3) 政府調達

#### ①WTO 政府調達協定 (Government Procurement Agreement: GPA) 早期加盟

・07年12月より、政府調達協定 (GPA) 加盟のためのオファーが提出されており、14年12月には第6次オファーを提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるものと考えます。

・しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟は実現しておりません。以下の問題を解決するためにも、中国がGPAに早期加盟することを期待しています。

- 1) 輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合がある。
- 2) 中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できない場合がある。
- 3) 米国に続き、EUの公共調達でも中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。

#### ②政府調達市場における輸入製品除外問題

・04年12月発表の財政部と国家発展改革委員会が連名による「省エネ製品政府調達実施意見」では、政府調達において省エネ製品リストに入っている製品を優先する旨規定し、これに基づき「省エネ製品政府調達リスト」が発表されました。また06年10月発表の財政部と環境保護部（当時：国家環境保護総局）連名による「エコマーク製品政府調達実施意見」では、政府調達においてエコマーク製品を優先する旨規定し、「エコマーク製品政府調達リスト」制度が確立されました。

・07年12月に「政府輸入製品購入弁法」が施行され、「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにおいても、輸入製品が入っていない状態が続いています。これに関し、以下の通り要望及び提言します。

- 1) 公平な競争環境を確保し、輸入製品の制限を撤廃してリストに入れていただくこと。
- 2) 調達を行う政府機関より、2つの「リスト」に含まれる製品の持続的供給の保証、リストの有効期間内（6ヶ月）の製品供給義務、及び「承諾書」の提出が求められていますが、技術革新と製品寿命のサイクルが速いIT製品群にとっては、製品切り替えのタイミングがリスト更新と合わないケースが多くあります。「承諾書」に記載された期間内の製品供給を保証するために、企業は2つのリストに掲載された製品在庫を保有する必要があり、経営上のリスクが生じています。また、次回リスト更新まで条件に適合した製品を追加できないという問題もあります。これらの問題により最適な製品を調達出来ないことは、政府の意図するところではなくリスト導入の主旨にも乖離していると考えます。従って、政府には条件に適合した製品をタイムリーに追加できる制度、例えば、①リスト更新サイクルの大幅な短縮、②企業側が条件に適合した製品を適宜リストへ追加出来る制度の構築を提言します。

#### ③日中韓 FTA、RCEP における政府調達章の追加

・13年に日中韓 FTA と RCEP の交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速しています。政府調達市場の相互開放は、互いに政府調達市場に参入できるのみならず、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止などの副

次的な効果も高いものがあります。従って、RCEP および日中韓 FTA の中に政府調達章を入れ、これら複数の協定の交渉を行うことにより、地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放が高いレベルで実現することを期待します。

#### (4) 東日本大震災以降の輸出規制

---

・東日本大震災発生以降、輸出（中国側の輸入）が認められていない1都9県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京）関連商品の早期解禁をお願いします。震災以降、日本では、様々な活動を通じてリスク低減を図っており、訪日中国人が日本で安心して買い物をしていることからわかるように、中国国内の民間レベルでは、現在中国政府が施行しているレベルまでの反感は持っていないものと思われます。今後、さらに中国の皆さんの多様な価値ニーズに応じていくためにも、ぜひ現在の輸出（中国側の輸入）規制を早期に解除いただくこと切望しています。

#### (5) 輸入手続きの簡素化

---

・「海関総署公告 2013 年第 19 号」に続く「海関総署公告 2014 年第 25 号」に基づくペーパーレス通関により、通関手続きが簡素化された一方、貨物検査率が上昇しました（航空貨物：約 10%、海上貨物：約 20%）。その結果、輸入手続きに追加で約 2 日を要し、検査に要する追加コストも発生しました。その後、北京、上海では貨物検査率に改善が見られていますが、円滑な輸出入確保のため、引き続き、各税関の貨物検査率の低減と輸入手続きの簡素化を要望します。

・「海関総署公告 2006 年第 16 号」に基づき、輸入申告時に製品或いは部品のブランドや製造者名等の申告が必要とされていますが、特に部品の場合、必要情報の確認に多大な時間や工数を要する場合があります。また近年、税関による確認が厳格化し、税関とのやりとりに追加で約 3 日を要する場合があります。輸入手続きの簡素化とリードタイムの短縮を要望します。

#### (6) 通関処理時間短縮、航空便遅延改善等

---

・上海港での通関処理時間を短縮し、早期（上海港着～通関完了まで5日営業日以内）の積荷入庫が可能となるよう要望します。

・航空便の恒常的な遅延が改善されることを要望します。

・暫定輸出入（例：輸出者に返却するポビン[糸巻き]）の申請時間を短縮化していただくよう要望します。

#### (7) 書類、審査基準の統一

---

・中国の地方毎に異なる輸入書類、審査基準を全国統一していただくことを切望します。

#### (8) コンテンツ審査

---

・中国では、外国からのコンテンツ（映画、音楽、ビデオ CD/DVD/BD）の内容審査を行っており、国家新聞出版広電総局のうち、旧 SARFT（広電総局）は映画、旧新聞出版総署は音像製品、電子出版物（音楽、ゲーム）、文化部はオンライン音楽・ゲーム、と同じコンテンツでも搭載されるメディアによって、異なる中央政府機関での内容審査を受けなければなりません。外国コンテンツの内容を審査する中央政府部門を一つに絞り、同内容のコンテンツは一度の内容審査を通過すれば、他の政府機関での審査は不要とさせていただくよう要望します。

## (9) 化学品の輸入

・12年の『危険化学品登記管理弁法』改訂により、外商投資企業も制度上は危険化学品を輸入できることにはなりましたが、実際には、規定通りの資料を準備して申請をしても批准されていないケースがあります。安全管理を徹底させつつ、科学的合理性に基づき、登記管理方法の更なる改善をお願い致します。

## 5. 外貨管理・金融

### (1) 外貨管理規制

・中国の外貨管理規制は、自由貿易試験区の発足と拡充等からも、緩和に向かうものと思われませんが、人民元国際化の動きに比して外貨規制緩和の実際の進展はさほど感じられません。

・外国送金の際には全てエビデンス（例えば通関単、契約書等）が必要とされていますが、ある程度の金額の範囲内であれば自由に外貨送金できる等の緩和を要望します。

・外商投資企業がより自由に資金調達が行えるように、外貨管理の規制緩和を要請します。

### (2) グループ企業間の資金融通

・グループ企業間での直接貸付けは禁止されており、グループ企業間での効率的な資金融通を図ることが難しいという実態があります。また、親会社から外貨借入を実施する場合は、外貨管理局の事前許可を必要とし、機動的なオペレーション実施において制約があります。資金融通のための自由化と規制緩和を要望します。

### (3) 金融分野の規制緩和

・中国での金融規制の緩和、金融体制の改革、金融サービスの向上を要望します。

・上海自由貿易試験区（「上海 FTZ」）の設立等を通して、金融規制の緩和が進められる方向ではありますが、例えば上海 FTZ での証券分野における規制緩和の実験はやや慎重であるように見受けられます。規制緩和の速度を更に速めることを要望します。

・国有、大企業のみならず中堅中小企業への金融支援拡充策の促進を要望します。

・為替、金利、株式などにおける過度の介入を避け、市場原則に基づく安定的な金融施策が行われることを希望します。

## 6. 税務

### (1) 移転価格税制：日中二国間の相互協議・事前確認〔APA〕制度

・中国における日中二国間 APA (Advance Pricing Arrangement) の申請先は市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっています。複数の確認対象法人が一つの APA に含まれる場合には、国家税務総局(SAT)が主体的に関与し、支援、指揮を行うこととしていますが、実際には統一見解が得られるまでに長期間にわたる調整が必要となり、その間 APA の申請自体ができない状況となります。

・二国間 APA が両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA 窓口の一本化、もしくは SAT により、積極的かつ主体的に調整していただくことを要望します。APA 申請期間中は地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA 審査を優先するような手当をしていただくことをお願いします。

## (2) 営業税

- ・中国内子会社から中国外親会社へのクロスボーダー資金預入時の営業税課税ルールについて以下の改善を要望します。
- ・従来は、規制により中国子会社によるクロスボーダーの資金貸し付けは認められていませんでしたが、13年より規制が緩和され、外貨・人民元建て双方にてクロスボーダー貸付が可能となった一方で、中国内の子会社が国外関連者より受け取る利息には、企業間取引として営業税が課されることが判明しました（参考：中国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引なので営業税が課されません）。クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる営業税の廃止を要望します。

## 7. 労務・社会保障

### (1) 外国人の就業手続き

- ・就業証、居留許可証申請手続きの簡素化を要望します。これらの申請手続きに要する期間は長く、また手続き中はパスポートを預けなければならないために、ホテル・飛行機の利用や有事の身分証明に不便を来すケースが生じています。
- ・また、中国国内の転勤における「外国人無犯罪記録証明書」を新規中国居住者に限定する等の規制緩和を要望します。

### (2) 高齢者人材、高校・専門学校卒業人材の就業

- ・年齢が60歳を超える人材や最終学歴が高校・専門学校の人材に対して外国人就業許可が下りないという問題があります。優れた技術或いは経営手腕を有するにも関わらず、このような規制により優秀な人材が排除されることの無いよう、当該規制の緩和を要望します。高齢化社会を迎え、現地法人就業者の高齢化も避けられないなか、65歳までの就業を認めるといった柔軟な措置が採れないでしょうか。

### (3) 人件費高騰

- ・人件費高騰の抑制を期待します。北京、上海では、両市政府の企業昇給ガイドラインで15年の平均昇給幅は北京 10.5%、上海 10%とされました。企業の平均賃金は、北京市では11年から4年連続で平均約11%上昇し、上海市では12年から3年連続で平均約8%上昇しています。これ以上の人件費高騰は経営を圧迫しかねないことへの配慮をお願いします。

### (4) 日中社会保障協定の早期締結、締結までの免除

- ・11年7月1日施行の社会保険法では、外国人の中国での社会保険強制加入が規定されました。社会保険料の二重納付問題が一刻も早く解消されるよう、日中社会保障協定交渉の早期再開、早期締結を要望します。
- ・また、北京市を含む一部の地方政府で既に強制加入・徴収が実施されていますが、社会保障協定締結までの間は、社会保険料納付を免除する経過措置を実施していただくことを要望します。



## 8. その他、重要課題

### 【総論】

・中国のビジネス環境は長年にわたり改善を続けていますが、最善を図る観点から、以下を提案します。

- ・内陸部におけるインフラ等の投資環境の更なる整備に注力されること。
- ・開放的かつ公平な市場メカニズムを構築されること。

### (1) 各種の行政手続き

・行政手続きの簡素化、迅速化、許認可や認証の大幅な撤廃を更に進め、人的な干渉要素を極力減らしていただき、政府の事務効率を一層改善されることを要望します。

### (2) リスク対応

・環境対策やインフラのメンテナンス不備等により、いつどのような事故に遭遇するか、危険に満ちており、ビジネス現場において、このようなリスク対応に相応のコストが掛かっています。中国政府においても安全対策に向けた施策を強化されることを期待します。

- ・また、反日運動のリスクなど民間では対応しきれない根深い課題もあります。

### (3) 商業地の評価制度

・中国の商業地の評価の多くは取引事例との比較で決められていますが、市場経済メカニズムにより、収益還元法に基づいて評価される方向に土地評価方法を改革されるべきであり、そのためには、不動産賃貸市場や不動産投資市場の健全な発展が図られるよう要望します。

### (4) 国有企業の指導

・国有企業との通常の人民元取引において、支払い遅延が頻繁に発生しています。国として国有企業の商道德の指導を行われることも必要ではないでしょうか。 以上